

令和6年4月

富士紡健康保険組合

健康保険手続きにおける各種届出書の「押印一部不要」の取り扱いについて

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局通知「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が令和2年12月25日に公布され、一部の届出書につきまして押印を求める記載の削除要請がありました。当健康保険組合においても、令和6年4月以降にご提出いただく各種届出書より、事業主及び被保険者の押印を一部不要とする取り扱いとしますので、お知らせいたします。

尚、㊦記載無しの各種届出書については、4月1日にホームページを更新しますので、当健康保険組合ホームページ「各種申請書類」より取得してください。

また、押印不要に伴う注意事項としまして、訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、記入者または訂正者の氏名（サイン）を記入していただくようお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、当健康保険組までお問い合わせください。

以上